

アジア情報研修
韓国を調べよう！～法令と統計～

科目① 法令を調べる



国立国会図書館関西館アジア情報課

科目①の内容

科目① 法令を調べる（165分）

法令情報の調べ方・事前課題の解説 13:45-14:40（55分）

（休憩10分）

当日課題演習 14:50-15:35（45分）

（休憩10分）

当日課題発表・解説 15:45-16:20（35分）

質疑応答 16:20-16:30（10分）

国立国会図書館 アジア情報室の紹介

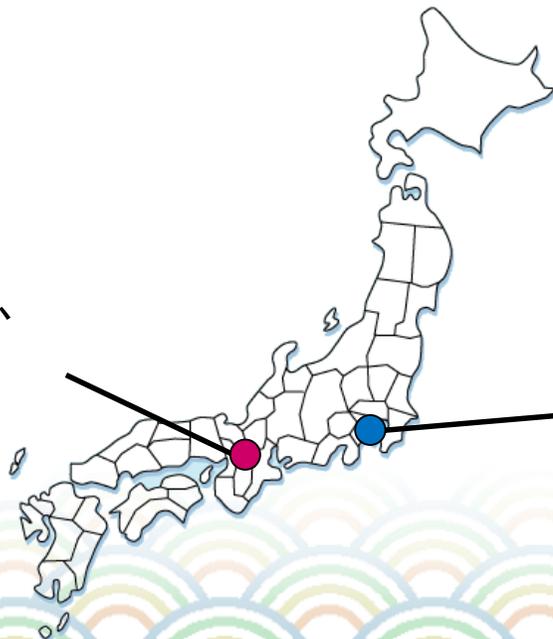
国立国会図書館のアジア関係資料

- 国立国会図書館のコレクション

- 国内の出版物は**納本制度**により網羅的に収集
- 外国の出版物は選択して収集（購入・国際交換・寄贈など）
- 東京本館、関西館、国際子ども図書館の3館に分散して配置

関西館

主要な日本語図書・雑誌・新聞、**アジア関係資料**、外国雑誌、博士論文、科学技術資料など



東京本館

国内出版物、洋書、外国の議会資料、法令資料など

国際子ども図書館

児童書、教科書など

国立国会図書館関西館アジア情報室

- アジア言語資料の蔵書数

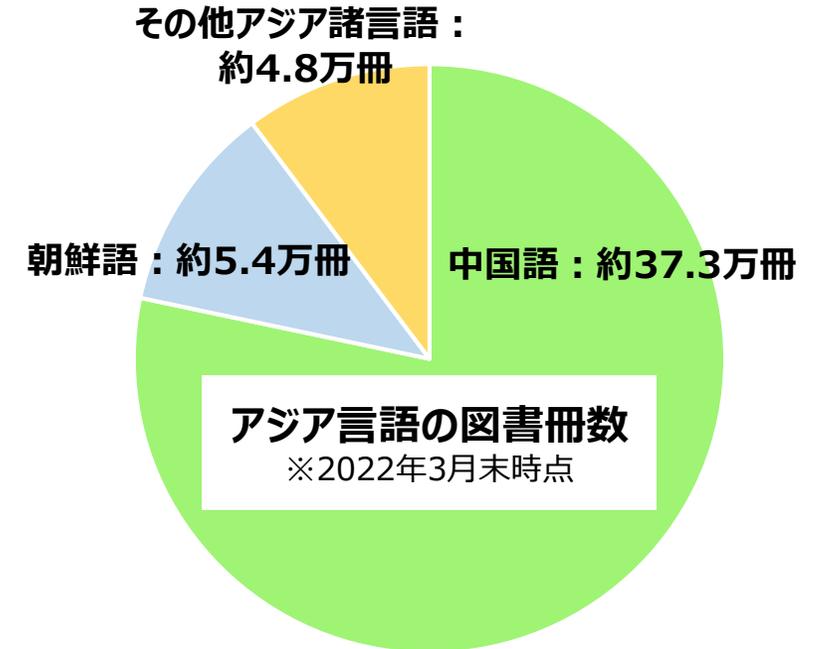
- 図書：約47.6万冊（内訳→円グラフ）
- 雑誌：約8,400タイトル
- 新聞：約860タイトル

- 新聞・雑誌・年鑑類のバックナンバーを保存

- アジア関係の日本語・欧米言語資料も収集

- 学術情報データベース（東京本館でも利用可能）

- **【韓国】KISS**（Koreanstudies Information Service System）
- **【韓国】DBpia**
- **【中国】CNKI**（China National Knowledge Infrastructure）
- **【欧米】Encyclopaedia of Islam Online**



国立国会図書館関西館アジア情報室

- 公共図書館を通じたレファレンス（調べものの相談）・資料案内
- 情報発信

■『アジア情報室通報』（アジア情報室）

（例）「レファレンス事例・ツール紹介 26 東南アジアの暦」

（第20巻第2号（2022.6） pp.12-14. <https://doi.org/10.11501/12307319>）

■『外国の立法』（調査及び立法考査局）

（例）「【韓国】国家知識情報の連携及び活用の促進に関する法律の制定」（No.291-1（2022.4） p.16. <https://doi.org/10.11501/12213278>）

★SNSでも発信しています。

Twitter (<https://twitter.com/NDLJP>)

Youtube (<https://www.youtube.com/channel/UChpDnv60i1LxOszXgBSE7DA>)



リサーチ・ナビの紹介

韓国・北朝鮮の法令情報の調べ方

<https://rnavi.ndl.go.jp/jp/guides/theme-asia-155.html>

法律：韓国・北朝鮮

<https://rnavi.ndl.go.jp/asialinks/jp/law-kor.html>

外国法邦訳の調べ方

<https://rnavi.ndl.go.jp/jp/guides/gaikokuhou-houyaku.html>

その他多数のコンテンツを公開しています！

主題から調べる
資料の種類から調べる
テーマ別データベース

ホーム / 主題から調べる / 外国の政治・法律・行政 / アジア / 韓国・北朝鮮の法令情報の調べ方

リサーチ・ナビ

国立国会図書館

主題から調べる
資料

リサーチ・ナビ内の統合検索ができます。

検索例：ポスター | 宇宙 | 科学 | 路線

ピックアップ

主題から調べる

外国文学の邦訳を探す



鉄道の誕生



学制150年 ー明治の小学校教科書と教育錦絵ー

韓国・北朝鮮の法令情報の調べ方

2022年7月15日 更新 アジア情報室 作成 アジア

韓国・北朝鮮の法令情報を調べるための資料・ウェブ情報源をご紹介します。韓国の主な法令資料等の所蔵については、ホーム>資料の種類から調べる>議会・法令・判例・官庁資料>国・地域別リスト>アジア>大韓民国（韓国）、北朝鮮の主な法令資料等の所蔵については、ホーム>資料の種類から調べる>議会・法令・判例・官庁資料>国・地域別リスト>アジア>朝鮮民主主義人民共和国（北朝鮮）もご参照ください。

【 】内は当館請求記号です。特に注記のない限り、本文は朝鮮語です。

目次

- 1. 韓国
 - 1-1. 法体系
 - 1-2. 現行法令
 - 1-2-1. 紙媒体資料

[文芸同人誌について調べる](#)

このガイダンスの目標

- 目標：①韓国法令の情報源を知る
②代表的なDBを実際に操作してみる

リーガル・リサーチ…法令・判例・文献

➤法令：法律、行政立法、条例…

※法令の沿革、制定過程、立法目的・趣旨なども含む

➤判例：判例、解説、評釈など

➤文献：論文、教科書、逐条解説、法律用語辞典、新聞、統計、白書…

社会制度の調査において
最も基本的な情報源の一つ



このガイダンスでは**法令**を中心に情報源の紹介

法令に関するポータルサイト「国家法令情報センター」の機能紹介

【参考文献】

いしかわまりこ, 藤井康子, 村井のり子 著, 指宿信, 齊藤正彰 監修『リーガル・リサーチ 第5版』日本評論社, 2016.4

リーガル・リサーチに関する文献

- 尹龍澤「韓国」『アジア法ガイドブック』（鮎京正訓 編, 名古屋大学出版会, 2009, pp.38-71.）【A121-J68】
韓国法の歴史、国の組織と司法制度、法源の種類、立法過程、代表的な情報源、文献の所蔵機関や商用サイトについて解説。
- 박경신ほか『법정보조사 : 법학전문대학원 교재 (法情報調査 : 法学専門大学院教材) 第2版』法文社, 2016【A121-K16】
韓国法の形式・立法過程等の解説、司法制度のほか、法令、判例、文献の各情報検索手段について紹介。解釈と適用にも紙幅を割いている。
- 윤종민『로스쿨 법정보학원론 = Law school Legal research / information science of law』진원사, 2013【A121-K15】
法律・判例・文献の調査方法等を説明。法学図書館とオンライン情報検索を独立した章で解説している。

文献調査の情報源（法令関係）

- 第一法規 法情報総合データベース「D1-Law.com」★当館契約
 - 「法律判例文献情報（文献編）」に韓国法令関連の情報も収録
- 법률신문／法律新聞 (<https://www.lawtimes.co.kr/>)
 - 판결큐레이션/判決キュレーション：テーマ別に判決要旨、解説など
 - 법률정보/法律情報：判例解説、判例評釈、法令解釈など
- 로앤비／ローエンビー (<https://www.lawnb.com/>)
 - 法律情報、論文DB
 - 米Thomson Reuters系列
- 삼일아이닷컴／サムイルアイ・ドットコム (<https://www.samili.com/>)
 - 税務、会計分野の法律情報

※サービスによっては登録・契約が必要

文献調査の情報源

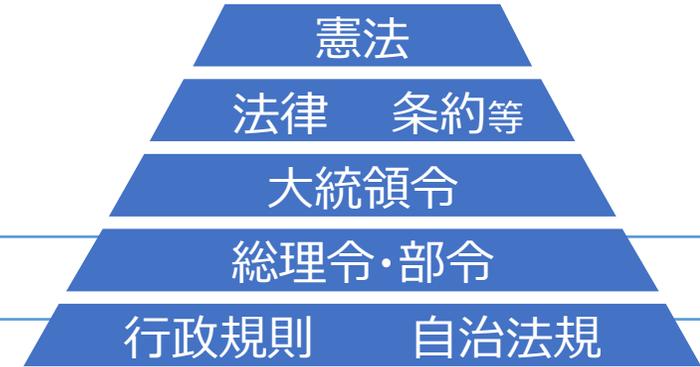
- **KISS** (Koreanstudies Information Service System) ★当館契約
 - リサーチ・ナビ「韓国の学術論文データベースKISSの使い方」
(<https://rnavi.ndl.go.jp/jp/periodicals/theme-asia-137.html>)
 - **DBpia** ★当館契約
 - リサーチ・ナビ「韓国の学術論文データベースDBpiaの使い方」
(<https://rnavi.ndl.go.jp/jp/periodicals/theme-asia-152.html>)
- ※法学分野の学術誌も数多く収録
- ※法学カテゴリでソート可能

韓国法令の日本語訳

- 『現行韓国六法』韓国六法編集委員会編, ぎょうせい, 2019.4-
 - 加除式 (最新版が出ると内容がアップデートされる)
- 日本語訳がインターネットで公開されている場合もある
 - 韓国法令の日本語訳を提供している機関の例
 - 独立行政法人日本貿易振興機構 (JETRO)
 - 環境省ABS専用サイト
 - ※ABS: 遺伝資源の取得の機会及びその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分
 - 独立行政法人労働政策研究・研修機構
 - 一般財団法人不動産適正取引推進機構
 - ※「レファレンス事例・ツール紹介 28 韓国法令の日本語訳」
(『アジア情報室通報』20巻4号, 2022.12刊行予定)

前提知識と情報源

法令の種類



法律[법률]	国会で制定する法律
大統領令 [대통령령]	多くの場合、「○○法施行令」という名称。 法律から具体的に範囲を定めて委任された事項と、法律を執行するため必要な事項に関して大統領が発することのできる命令。
総理令[총리령] 部令[부령]	多くの場合、「○○法施行規則」という名称。 国務総理・行政各部（部は日本の省に当たる）の長が、所管事務に関して法律や大統領令の委任を受け、または職権で発する命令。
行政規則 [행정규칙]	行政組織内部の業務運営（人事、会計等）に関する事項、上位法令の施行に必要な細部事項、官報掲載等によるお知らせなど。訓令、例規、告示、公告等。

狭義の法令

- このほか韓国の法令体系を構成するものに、憲法、条約、規則、自治法規などがある。
- 憲法を頂点に階層構造をなし、下位法令は上位法令に抵触する内容を入れられない。

【参考】

尹龍澤「韓国」『アジア法ガイドブック』（鮎京正訓 編, 名古屋大学出版会, 2009）pp.38-71.
「법령체계-법령구조」한국법제연구원ウェブサイト <https://elaw.klri.re.kr/kor_service/struct.do>
『행정규칙 입안·심사 기준』법제처, 2021.12. <<https://www.moleg.go.kr/menu.es?mid=a10103030000>>
玄岩, 趙相元 創始, 법전부 엮음『법률용어사전』현암사, 2022, 「대통령령」「총리령」「부령」

条項号目の使い分け

条文は原則として条、項、号、目の順に作成。

- ① → 第1項
- 1. → 第1号
- 가. → 가目

概要		表記
条 (조)	法令の本則を区分する。	第○条 (제1조, 제2조…) ※参照するときは第○条
項 (항) 号 (호)	1つの条文にいくつかの内容を規定したり、細分して規定したりする必要があるときは項・号で区分する。 号は条・項の中で規定する内容を列挙するときに使用。 項…文章で記載 号…単語や名詞句、「～すること」のように記載	・項：丸囲みのアラビア数字 (①, ②…) ※参照するときは第○項 ・号：アラビア数字 (1., 2., 3…) ※参照するときは第○号
目 (목)	号をさらに細分して内容を列挙する場合に使用。 目…単語や名詞句、「～すること」のように記載	가., 나., 다. … ※参照するときは○目
その他	目をさらに細分して定めたり列挙したりする場合は、1), 2), 3)を使用し、さらに細分する場合は가., 나., 다.を使用。	

【参考】「법령조항과 별표·서식」『법령 입안·심사 기준』정부입법지원센터ウェブサイト <<https://www.lawmaking.go.kr/lmKnlg/jdgStd/list>>

国家法令情報センター

<https://www.law.go.kr/>

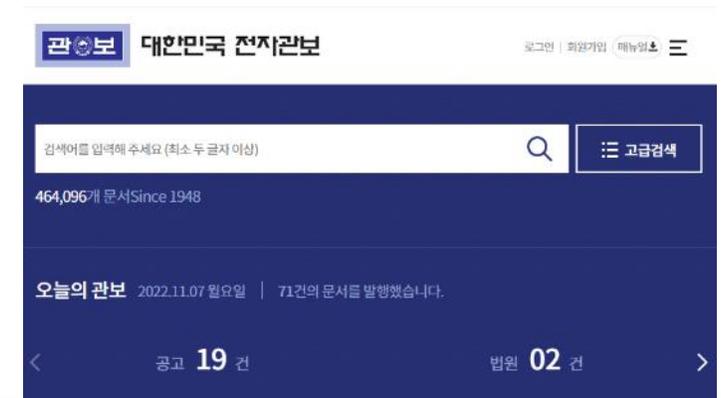
- 法制処により運営
- 法令以外に判例なども提供
- 主な法令関係の収録内容
 - ▶ **憲法、法律、大統領令、総理令・部令、行政規則を一元的に提供。**
 - ※法令（法律、大統領令、総理令・部令）は官報で公布され、掲載された内容が基準。
 - ※条約、自治法規等も収録。
 - ▶ **最新法令から過去の法令（沿革法令）まで、各時点の法令を参照可能。**
 - ▶ **近代法令（1948年以前）：朝鮮総督府、解放後軍政、臨時政府の法令**
- 提供される法令情報に法的効力はない→法令情報の効力は官報等に



電子官報

<https://gwanbo.go.kr/>

- 憲法改正、法律、条約、大統領令、総理令・部令の公布等は官報に掲載することをもって行う。
- 官報は紙の官報と電子官報がある。官報の内容の解釈、適用時期等について、紙の官報と電子官報は同一の効力をもつ。
- 第1号（1948.9.1）～第14692号（2000.12.30）は国家記録院が紙の官報をデジタル化した資料で提供。
 - 国家記録院「官報」サイトでも検索可能
(<https://theme.archives.go.kr/next/gazette/viewMain.do>)
- 法令改正は**溶け込み方式**。
 - 改正点は官報を見れば明確
 - 官報には制定・改正理由、内容の概略も記載
 - 官報のみでは全体像が見えづらい→法令集で確認



【参考】「관보소개>발행근거」대한민국전자관보웹사이트 <<https://gwanbo.go.kr/user/ofcttIntrcn/basis.do>>

溶け込み方式（吸収改正方式）

改正箇所が溶け込んだ形の全文は法令集などに収録

地方自治法

（法律 第10344号（2010.6.8）による改正後のもの）

第2条（地方自治団体の種類）

- ①地方自治団体は次の二つの種類に区分する。
 1. 特別市、**広域市**、道、特別自治道
 2. 市、郡、区

A

地方自治法

（法律 第10739号（2011.5.30）による改正後のもの）

第2条（地方自治団体の種類）

- ①地方自治団体は次の二つの種類に区分する。
 1. 特別市、**広域市**、**特別自治市**、道、特別自治道
 2. 市、郡、区

C

法律 第10739号（2011.5.30）

地方自治法の一部改正法律

地方自治法の一部を次のとおり改正する。

第2条第1項第1号および第3条第2項中、「**広域市**」をそれぞれ「**広域市**、**特別自治市**」とする。

（後略）

B

官報掲載される一部改正法律は改正の内容のみ

探しやすい生活法令情報

<https://www.easylaw.go.kr/>



- 法制処により運営
- 行政による制度一般向けに分かりやすく解説。
 - サイトでカバーしているテーマ
 家庭法律、児童・青少年/教育、不動産/賃貸借、金融/金銭、事業、創業、貿易/出入国、消費者、文化/レジャー生活、民刑事/訴訟、交通/運転、勤労/労働、福祉、国防/報勲、情報通信/テクノロジー、環境/エネルギー、安全/犯罪、国家と自治体
 - 制度の根拠法令が明記されており、調査の入り口として有用
- 英語を中心に外国語情報も提供（一部は日本語でも解説）

事前課題(1)の解説

事前課題(1)

世界的な人気音楽グループとなったBTS（防弾少年団）の影響は、韓国の兵役制度にも及んでいます。

韓国では兵役法に基づいて男性国民に兵役が課されており、在学などの理由に応じて28歳まで軍隊でのサービスを延期することができますが、一部の例外を除いて軍隊への入営免除は認められていません。

そのため、BTS最年長のJIN（1992/12/4生まれ）が28歳となる2020年頃から、大衆文化芸術分野で優れた者の処遇をめぐって議論が繰り広げられてきました。

補足：2020年12月の改正以前の兵役法でも、制度を併用すれば28歳よりも先まで入営期日を延期でき、JINの場合は2021年12月までの入営期日の延期が可能であった。

【参考】「[이슈 킷] 갈 때 가더라도 지금은…BTS 입영열차 시간표는?」연합뉴스, 2020.9.8
(<https://m.yna.co.kr/amp/view/MYH20200907023200797>)

事前課題(1)

このことに関して、次の設問に解答してください。

(1) 2020年12月に法改正が行われ、大衆文化芸術分野で優れた者に対して、30歳までの入営延期が認められるようになりました。

これにより、JINの入営が2022年末まで延長できるようになりました。

30歳までの延期を定めた法令の該当箇所を、改正前の条文と併せて示してください。

「リサーチ・ナビ」からのアクセス方法

国立国会図書館

法律：韓国・北朝鮮

2022年11月 8日 更新 [アジア情報室](#) 作成

Legal Information : South Korea North Korea

法令、判例の検索ができるサイトを以下に紹介します。

韓国 / South Korea

- ➔ [국가법령정보센터【国家法令情報センター】/ National Law Information Center](#)  (朝・英)

法制処が運営。現行法令、沿革法令、判例、行政規則等の検索、閲覧や近代法令の閲覧が可能。自治法規（条例）も検索できる。

リサーチ・ナビ「法律：韓国・北朝鮮」
(<https://rnavi.ndl.go.jp/asialinks/jp/law-kor.html>)

→法令関連の各ウェブサイトのリンク

※国会、裁判所で運営する法令DBのリンクも

- 国会法令情報システム（立法）
- 大韓民国法院総合法律情報（司法）

※朝鮮語ウェブサイトはGoogle翻訳による日本語訳で表示
(以下のスライドも同じ)

実際に国家法令情報センターで検索



自治法規 行政規則 判例・解釈例など 別表・書式 公共機関の規定 その他

法制処は、韓国のすべての法令情報を提供します。

現行法令 ▼ 検索語を入力してください。 [Keyboard Icon] ▼ 検索

機械翻訳でも正確に翻訳されることが多い
(翻訳サイトからコピー&ペースト)
兵役法→병역법

分野別の検索
計44の法令分野

最新法令 自治法規

・国税庁とその所属機関直制施行規則 企画財政部令 2022.11.16. 5 産業安全

「制定・改正理由」ボタン

法令 (法律・大統領令・部令) 自治法規 行政規則

現行法令 ○ 沿革法令 ○ 近代法令 ○ 外国語翻訳 ○ 最新法令 ○ 条約

法令名 法令本文 調文内容 条本文字下ル 付則

本文 **制定・改正理由** 歴史 3段比較 新旧法比較 法令体系図 法令比較

判 判例 연 歴史 행 委任行政規則 규 規制 생 生活法令

兵役

第1章 総則<改正>

判 연 □ 第1条 (目的) この法律は、大韓民国国民の兵役義務に関して規定することを目的とする。

法令

本文 制定・改正理由 歴史 3段比較 新旧法比較 法令体系図 法令比較 生活法令

法令住所コピー

兵役法

[施行2022.7.5.] [法律第18682号、2022.1.4.、他法改]

【制定・改正理由】 제정·개정문 전체 제정·개정이유

타법개정 제개정이유(보기)

【制定・改正文】 제정·개정이유 전체 제정·개정문

◎法律第18682号 (2022.1.4)

[施行2022.7.5.] [法律第18682号、2022.1.4.、他法改]

非常对比資源管理法一部改正法律

全体 制定・改正理由

過去の各内容を一覧表示

全体 制定・改正文

2020年12月の法改正の内容が知りたい
→そのときの官報の内容を確認すればわかる
→「制定・改正理由」ボタンで改正文や理由・概要を確認できる

2020年12月改正の箇所（改正理由から）

全体制定・改正理由 

画面内検索 

兵役法

[施行2020.12.22.] [法律第17684号、2020.12.22.、一部改正]

【制定・改正理由】

[一部改正]

◇ 改正理由

現行入営身体検査に取って代わる「入営判定検査」を導入し、入営

改正法の公布日からあたりを付ける

内容を読み進めていくと、「主要内容」の項目の「사(サ)」に次のようにある。
「大衆文化芸術分野の優秀者に対しても徴集や召集を延期できるようにする（第60条）。」
➡第60条が変更対象だとわかる

沿革 (条文単位)

条文横の **沿革** を押すとこの条文の沿革のみを確認できる。
➡第60条第2項3号に「・大衆文化芸術」が追加
(第60条第2項では徴集・召集を延期できる対象を規定)
➡2020年12月の法改正の該当箇所

兵役法 [法律第14183号、2016.5.29、一部改正]

兵役法 [法律第17684号、2020.12.22、一部改正]

第60条 (兵役判定検査及び入営等の延期) ①地方兵務庁長は、兵役判定検査又は再兵役判定検査対象者として次の各号のいずれかに該当する者に対しては、兵役判定検査又は再兵役判定検査を延期することができる。ある。 <改正 2013.6.4, 2016.5.29>

1. 国外を行き来する船舶の船員
2. 国外に滞在又は居住している人
3. 犯罪によって拘束されたり、刑の執行中にある者

②地方兵務庁長は、兵役判定検査又は再兵役判定検査を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当する者及び第1項第1号から第3号までに該当する者に対しては、徴集又は召集を延期することができる。 。 <改正 2013.6.4, 2016.5.29>

1. 高校以上の学校に通っている学生
2. 研修機関で定められた過程を履修中にある者
3. 国衛船養のための体育分野優秀者

兵役法 [法律第17684号、2020.12.22、一部改正]

第60条 (兵役判定検査及び入営等の延期) ①地方兵務庁長は、兵役判定検査又は再兵役判定検査対象者として次の各号のいずれかに該当する者に対しては、兵役判定検査又は再兵役判定検査を延期することができる。ある。 <改正 2013.6.4, 2016.5.29, 2020.12.22>

1. 国外を行き来する船舶の船員
2. 国外に滞在又は居住している人
3. 犯罪によって拘束されたり、刑の執行中にある者

②地方兵務庁長は、兵役判定検査又は再兵役判定検査を受けた者であって、次の各号のいずれかに該当する者及び第1項第1号から第3号までに該当する者に対しては、徴集又は召集を延期することができる。 。 <改正 2013.6.4, 2016.5.29, 2020.12.22>

1. 高校以上の学校に通っている学生
2. 研修機関で定められた過程を履修中にある者
3. 局所船揚のための体育・大衆文化芸術分野の優秀者

附則から施行日を確認する

Common Information (Basis of Fear)

兵 役 法
[法律第14183号、2016.5.29、一部改正]

兵 役 法
[法律第17684号、2020.12.22、一部改正]

法令

법제처
국가법령정보센터

兵役法

[施行2020.12.22.] [法律第17684号、2020.12.22.、一部改正]

国防省 (人力政策課)、02-748-5137
兵務庁 (規制改革法務担当官)、042-481-2641

附則 <第17684号、2020.12.22.> **부칙 (전체보기)**

第1条 (施行日) この法律は、公布した日から施行する。ただし、第14条の3、第17条、第23条の4、第41条、第56条、第60条、第79条、第87条の改正規定は、公布後6ヶ月が経過した日から施行する。

부칙 (附則) ボタンで
一部改正法律の附則を表示
➔ 施行日を確認する

沿革

※訳は「沿革」と出ることも

法令名 法令本文 調文内容 条文タイトル 付則 制定・改定文

本文 制定・改正理由 **歴史** 3段比較 新旧法比較 法令体系図 法令比較 生活法令情報

判例 歴史 委任行政規

歴史 (英語) 歴史

8. 兵役法
[施行2021.6.23.] [法律第17684号、2020.12.22.、一部改正]

9. 兵役法
[施行2021.6.9.] [法律第17580号、2020.12.8.、他法改正]

10. 兵役法
[施行2021.5.20.] [法律第17278号、2020.5.19.、他法改正]

11. 兵役法
[施行2021.4.13.] [法律第18003号、2021.4.13.、一部改正]

12. 兵役法
[施行2021.4.1.] [法律第17163号、2020.3.31.、他法改正]

13. 兵役法
[施行2020.12.22.] [法律第17684号、2020.12.22.、一部改正]

第1章 総則<改正>

第1条 (目的) この法

クリックすると過去の法令が表示

施行日が異なるものは別々に表示
2020.12.22一部改正
➡2020.12.22施行
➡2021.6.23施行
※施行日は附則に記載

新旧法比較

法令名 法令本文 調文内容 条文タイトル 付則 制定・改定文

新시

 兵役法 [施行2021.6.9][法律第17580号、2020.12.8、 他法改正]	兵役法 [施行2020.12.22][法律第17684号、 2020.12.22、一部改正] 
第60条(兵役判定検査及び入営等の延期) ①(略)	第60条 (兵役判定検査及び入営等の延期) ① (現 行と同じ)
②地方兵務庁長は、兵役判定検査又は再兵役判定検査を受けた者として、次の各号のいずれかに該当する者及び第1項第1号から第3号までに該当する者に対しては、徴集又は召集を延期することができる。 。	②地方兵務庁長は、兵役判定検査又は再兵役判定検査を受けた者として、次の各号のいずれかに該当する者及び第1項第1号から第3号までに該当する者に対しては、徴集又は召集を延期することができる。 。
1.・2。 (略)	1.・2。 (現行と同じ)
3. 国衛船養のための 体育 分野優秀者	3. 国衛瀋陽のための 体育・大衆文化芸術 分野優秀者
③ (略)	③ (現行と同じ)

各改正の新旧対照表が表示

システムによる自動生成。
 正確な改正内容の確認は、制定・改正理由（制定改正文）または官報で。

第60条第2項に関して下位法令を調べる

2020年12月の法改正

徴集・召集を延期できる対象（第60条第2項）に大衆文化芸術分野の優秀者を追加

➡ただし、兵役法に年齢の規定はない

➡より詳細を定めた下位法令を確認

第60条（兵役判定検査及び入営等の延期）

⑥第2項による学校・研修機関及び体育・大衆文化芸術分野の優秀者の範囲及び延期の制限等に必要な事項は、**大統領令**で定める。

⑥第2項による学校・研修機関及び体育・大衆文化芸術分野の優秀者の範囲及び演技

の制限等に必要な事項は、**大統領令**で定める。〈改正 2020. 12. 22.〉

国家法令情報センターで条文のリンクをクリックすると該当法令が表示される

兵役法施行令第124条の3 (体育・大衆文化芸術分野優秀者の入営等延期)

①法第60条第2項第3号により入営等の延期が認められる者は、次の各号のとおりである。(第1～2号省略)

3.「大衆文化芸術産業発展法」第2条第3号の大衆文化芸術人のうち「賞勲法」第17条の3の文化勲章又は同法第19条第10号の文化褒章を受けた者であって、文化体育観光部長官が国家宣揚に顕著な功績があると認めて推薦した人

④第3項の規定による推薦を受けた地方兵務庁長は、次の各号の区分による年齢の範囲で延期事由等を考慮して入営等の延期可否を決定し、その結果を推薦対象者に通知しなければならない。

1. 第1項第1号又は第2号に該当する者：27歳まで
2. 第1項第3号に該当する者：30歳まで

年齢に関する規定が見つかる。大衆文化芸術分野に係るのは第1項第3号。
➡条文の沿革を確認すると2021.6.22の施行令改正で新設されたとわかる

公布日と施行日

	兵役法	兵役法施行令
2020/12/1	一部改正法律可決	
2020/12/22	公布	
2020/12/22	施行（一部は2021/6/23施行）	
2021/6/22		公布
2021/6/23	<u>第60条改正規定等の施行</u>	施行（一部は2021/7/14施行）

施行日を規定した附則（法令本文の末尾）により、
兵役法第60条等の改正は2021/6/23に施行（他は公布日に施行）
➡附則で施行日を確認する必要がある（施行令も同様に附則で確認）

2020年12月兵役法改正との関係

2021年6月改正の施行令について「制定・改正理由」を確認する

→2020年12月の法改正を受けて施行令も改正されたことがわかる

兵役法施行令

[施行2021.6.23.] [大統領令第31798号、2021.6.22.、一部改正]

◇改正理由

入学後予期しない帰宅措置で学業など将来計画に支障をきたす問題を防止するため、現行入営身体検査に取って代わる入営判定検査を導入し、入営日前に地方兵務庁長が実施できるように他の補充役と同様に乗船勤務予備役、専門研究要員及び産業機能要員の編入が取り消された人の残りの服務期間が6ヶ月未満の場合でも社会服務要員として服務できるようにし、大衆文化芸術分野の優秀者についても入営等を延期できるようにする等の内容で「兵役法」が改正（法律第17684号、2020.12.22。入営判定検査の時期及び除外対象、入営等を延期できる大衆文化芸術分野優秀者の範囲など法律で委任された事項とその施行に必要な事項を定める一方、乗船勤務予備役等の編入が取り消された者の残りの服務期間を算出する計算方式を改善するなど、現行制度の運営上現れた一部未備点を改善・補完しようとするものである。

(1)解答例

兵役法（2020年12月22日改正（法律第17684号））

제60조（병역판정검사 및 입영 등의 연기） [第60条（兵役判定検査及び入営の延期）]

②地方兵務庁長は、兵役判定検査又は再兵役判定検査を受けた者で、次の各号のいずれかに該当する者及び第1項第1号から第3号までに該当する者に対して、徴集又は召集を延期することができる。

(前) 3. 국위선양을 위한 체육 분야 우수자

[国威宣揚のための体育分野の優秀者]

(後) 3. 국위선양을 위한 체육·대중문화예술 분야 우수자

[国威宣揚のための体育·大衆文化芸術分野の優秀者]

✓第60条第2項第3号に徴集又は召集を延期できる者として大衆文化芸術分野の優秀者が追加された。

(次スライドに続く)

(1)解答例 (続き)

兵役法施行令 (2021年6月22年改正 (大統領令第31798号))

제124조의3 (체육·대중문화예술 분야 우수자의 입영등 연기)

[体育・大衆文化芸術分野の優秀者の入営等の延期]

① 法第60条第2項第3号により入営等を延期される者は、次の各号のとおりである。

3. 「大衆文化芸術産業発展法」第2条第3号の大衆文化芸術人のうち「賞勳法」第17条の3の文化勲章または同法第19条第10号の文化褒章を受けた者であつて、文化体育観光部長官が著しい功績があると認めて推薦した人

④ 第3項の規定による推薦 (補注：文化体育観光部長官等による推薦) を受けた地方兵務庁長は、次の各号の区分による年齢の範囲で延期事由等を考慮して入営等の延期可否を決定し、その結果を推薦対象者に通知しなければならない。

2. 제1항제3호에 해당하는 사람: 30세까지 [第1項第3号に該当する者：30歳まで]

✓ 兵役法施行令第124条の3第4項第2号で、大衆文化芸術分野の優秀者の入営延期の範囲を30歳までとする規定が新設された

事前課題(1)のポイント

法令改正の内容について調べたい

- ① 対象の法令を特定したら、官報掲載の情報に当たって要点を把握
➡「制定・改正理由」ボタンから簡単にアクセスできる
- ② 対象条文がわかったら、新旧の条文を比較する
➡条文単位でも沿革を確認できる
- ③ 関連する上位・下位法令もチェック

事前課題(2)(3)の解説

事前課題(2)

2020年12月の法改正によっても、大衆文化芸術分野で優れた者の軍隊への入営自体が免除されるわけではありません。

その一方で、純粹芸術、スポーツ競技等に関しては、「芸術・体育分野の特技を有する者」として芸術・体育要員としての編入を認め、基礎軍事訓練、奉仕活動等の比較的負担の軽い代替サービスを認める制度があります。

2021年6月には、大衆文化芸術分野で優れた者をこの「芸術・体育分野の特技を有する者」に含める兵役法改正案が国会に提出され、議論を呼んでいます。

事前課題(2)

(2) 現行の兵役制度において、「体育分野の特技を有する者」と認められるには、指定されたスポーツ競技大会で入賞することが条件となっています。

このうち、アジア競技大会では何位に入賞する必要があるか、根拠となる法令とともに示してください。

「探しやすい生活法令情報」から

兵役制度の解説も掲載されており、「芸術・体育要員」の項目を試みる

▶ 編入対象（資格）

・芸術・体育分野の特技を有する者は、次のいずれかに該当する者をいいます
(「兵役法施行令」第68条の11第1項)。

▶兵務庁長が定める国際芸術競技大会の競争部門で入賞した者として、次の各要件を全て満たす者
(中略)

▶オリンピック大会で3位以上に入賞した人

▶アジア競技大会で1位に入賞した人

アジア競技大会の場合、1位入賞が必要
➡根拠に「兵役法施行令」第68条の11第1項
➡国家法令情報センターでも確認

※芸術・体育要員編入認定大会の具体的なリストは、兵務庁ホームページの<兵役履行案内 - 服務制度 - 芸術・体育要員 - 編入認定大会>で確認できます。

「芸術・体育要員の概念及び資格など」（探しやすい生活法令情報）

(<https://www.easylaw.go.kr/CSP/CnpClsMain.laf?csmSeq=1464&ccfNo=1&cciNo=1&cnpClsNo=1>)

3段比較

現行法令 沿革法令 近代法令 外国語翻訳 最新法令 条約

法令名 法令本文 調文内容 条文タイトル 付則 制定・改定文 新시도

▼

法律、施行令、施行規則の中らご希望のものを基準に選択して3段比較を照会することができます。

引用条文3段比較	委任条文3段比較	法令単位3段比較	<input type="button" value="도움말"/>	<input type="button" value="위임행정규칙"/>	<input type="button" value="조문목록보기"/>
兵役法 <input type="button" value="기준"/> [法律第18682号、2022.1.4.、他法改正]	兵役法施行令 <input type="button" value="기준"/> 基準 [大統領令第32934号、2022.10.4.、他法改正]	兵役法施行規則 <input type="button" value="기준"/> [国防部令第1088号、2022.7.5.、一部改正]			
第33条の7 (芸術・体育要員の編入) <input type="button" value="←"/>	第68条の11(芸術・体育要員の推薦等) <input type="button" value="→"/>	第46条の2(芸術・体育要員の推薦願書等) <input type="button" value="→"/>			
兵務庁長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち大統領令で定める芸術・体育分野の特技	①法 第33条の7第1項前段において「大統領令で定める芸術・体育分野の特技	等) 令 第68条の11第2項(令 第137条第1項第6号後段により準用される場合を			

関連する条文を左右で対照させられる

➡施行令第68条の11の場合：兵役法第33条の7、施行規則第46条の2

「体育分野の特技を有する者」関連規定

兵役法	第33条の7（芸術・体育要員の編入） ①兵務庁長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち 大統領令で定める芸術・体育分野の特技を有する者 として文化体育観光部長官が推薦した者を芸術・体育要員として編入できる。（後略）
同施行令	第68条の11（芸術・体育要員の推薦等） ① 法第33条の7第1項前段において「大統領令で定める芸術・体育分野の特技を有する者」とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。 1. 兵務庁長が定める国際芸術競演大会の競争部門で入賞した人であって、次の各目の要件を全て満たす人。（2～4省略） 5. アジア競技大会で1位に入賞した人
同施行規則	（出願手続きを定めたもので対象者の範囲には関係しない） 第46条の2（芸術・体育要員の推薦願書等）（省略）
行政規則	芸術・体育要員編入及び管理規程（兵務庁訓令 第1822号）

(2)解答例

【解答】アジア競技大会1位

【根拠】

- 兵役法 第33条の7（芸術・体育要員の編入）
 - ①兵務庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する人のうち、**大統領令で定める**芸術・体育分野の特技をもつ人として文化体育観光部長官が推薦した人を、芸術・文化要員として編入することができる。
 - 兵役法施行令 第68条の11（芸術・体育要員の推薦等）
 - ①**法第33条の7第1項前段で「大統領令で定める芸術・体育分野の特技をもつ人」とは、**次の各号のいずれか一つに該当する人をいう。
（第1～4号省略）**5.アジア競技大会で一位入賞した人**
- ✓兵役法第33条の7第1項及び同施行令第68条の11第1項第5号により、アジア競技大会1位と定められている。

事前課題(3)

(3) 現行の兵役制度において、「芸術分野の特技を有する者」と認められるには、指定された国際芸術コンテストで入賞することが条件となっています。

指定された国際芸術コンテストのうち、日本で開催されるコンテストは何があるか、根拠となる法令とともに示してください。

「芸術分野の特技を有する者」関連規定

兵役法	第33条の7（芸術・体育要員の編入） ①兵務庁長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち 大統領令で定める芸術・体育分野の特技を有する者 として文化体育観光部長官が推薦した者を芸術・体育要員として編入できる。（後略）
同施行令	第68条の11（芸術・体育要員の推薦等） ① 法第33条の7第1項前段において「大統領令で定める芸術・体育分野の特技を有する者」とは、 次の各号のいずれかに該当する者をいう。 1. 兵務庁長が定める国際芸術競演大会 の競争部門で入賞した人であって、次の各目の要件を全て満たす人。（2～4省略） 5. アジア競技大会 で1位に入賞した人
同施行規則	（出願手続きを定めたもので対象者の範囲には関係しない） 第46条の2（芸術・体育要員の推薦願書等）（省略）
行政規則	芸術・体育要員編入及び管理規程（兵務庁訓令 第1822号）

関連する行政規則の確認方法

「+」をクリックすると右に関連する行政規則を表示する列が追加

引用条文3段比較	委任条文3段比較	法令単位3段比較	도움말
<p>兵役法 기준 [法律第18682号、2022.1.4.、他法改正]</p>	<p>兵役法施行令 기준 [大統領令第32934号、2022.10.4.、他法改正]</p>	<p>兵役法施行規則 기준 + [国防部令第1088号、2022.7.5.、 部改 正]</p>	
<p>第33条の7 (芸術・体育要員の編入) ① 兵務庁長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち <u>大統領令</u> で定める芸術・体育分野の特技を有する者として文化体育観光部長官が推薦した者を芸術・体育エージェントとして編入できる。この場合、第1号から第3号までに該当する者は、補充役に編入する。 <改正 2016. 1. 19., 2016. 5. 29.> 1. 現役兵入営対象者</p>	<p>第68条の11(芸術・体育要員の推薦等) ① <u>法 第33条の7第1項</u>前段において「大統領令で定める芸術・体育分野の特技を有する者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。 <改正 2016. 3. 25., 2020. 6. 30., 2020. 12. 29., 2021. 10. 14.> 兵務庁長が定める 国際芸術競技大会の競争部門に入営した者として、次の</p>	<p>第46条の2(芸術・体育要員の推薦願書等) <u>令 第68条の11第2項(令 第137条第1項第6号</u>後段により準用される場合を含む)に従い芸術・体育要員へ服務しようとする者は、別紙第32号書式の芸術・体育要員推薦願書(電子文書である原書を含む)に次の各号のいずれかに該当する書類(電子文書を含む)を添付し、マサヒ体育観光部長官に提出し</p>	

リンクをクリックすると別ウィンドウで該当の行政規則が開く

芸術・体育要員編入及び管理規程

第3条（芸術コンテストの範囲等）

①令第68条の11第1項により兵務庁長が定める芸術競演大会の範囲は、次の各号のとおりである。

1. 国際芸術コンテスト

ガ. 音楽競演大会：ユネスコ傘下
国際音楽競演大会世界連盟に加入した大会のうち「別表1」

ナ. 舞踊競演大会：ユネスコCID
（国際舞踊協会）またはITI（国際劇芸術協会）に加入された大会のうち「別表2」



The screenshot shows a Google search interface with the text '国際音楽コンテスト' (International Music Competition) highlighted. Below the title is a table with columns for '年番' (Year Number), '大会名' (Competition Name), '開催サイクル' (Cycling), '開催国' (Host Country), '開催都市' (Host City), and '認定部門' (Recognized Department). The first row of data is: 10, 仙台国際音楽コンクール (Sendai International Music Competition), 3年 (3 years), 日本 (Japan), Sendai, ピアノ、バイオリン (Piano, Violin). The interface also shows language settings for Korean and Japanese, and search options like '検索' (Search), 'テキスト' (Text), and '翻訳' (Translate).

年番	大会名	開催 サイクル	開催国	開催都市	認定部門
10	仙台国際音楽コンクール	3年	日本	Sendai	ピアノ、バイオリン

Google Lensを使ったOCRと機械翻訳の結果

(3)解答例

【解答】仙台国際音楽コンクール

【根拠】

- 兵役法 第33条の7（芸術・体育要員の編入）
 - ① 兵務庁長は、次の各号のいずれか一つに該当する人のうち、**大統領令で定める芸術・体育分野の特技をもつ人**として文化体育観光部長官が推薦した人を、芸術・文化要員として編入することができる。
- 兵役法施行令 第68条の11（芸術・体育要員の推薦等）
 - ① 法第33条の7第1項前段で「大統領令で定める芸術・体育分野の特技をもつ人」とは、次の各号のいずれか一つに該当する人をいう。
 1. **兵務庁長が定める国際芸術競演大会**の競争部門で入賞した人であって、次の各目の要件をすべて充足する人。（以下、省略）

（次スライドに続く）

(3)解答例 (続き)

- 芸術・体育要員編入及び管理規程（兵務庁訓令 第1822号）

- 第3条（芸術競演大会の範囲等）

- ① 令第68条の11第1項により、兵務庁長が定める芸術競演大会の範囲は次の各号とする。

- 1. 国際芸術競演大会

- 가. 音楽競演大会：ユネスコ傘下の国際音楽競演大会世界連盟に加入する大会のうち「別表1」

- 나. 舞踊競演大会：ユネスコCID（国際舞踊協会）またはITI（国際劇芸術協会）に加入する大会のうち「別表2」

- ✓別表1に「仙台国際音楽コンクール」が含まれる。

事前課題(2)(3)のポイント

上位・下位法令の条文まで漏れなく調べたい

- ① 法令体系（法律－施行令－施行規則）を念頭に探す
➡ 「3段比較」で関連条文をまとめて対照
- ② 場合によっては行政規則まで確認する
➡ 国家法令情報センターでは法令条文とリンク

+a

関連法令を探すには「探しやすい生活法令情報」なども上手く活用

補足

各種アイコンの意味（1）

検索結果の法令名にアイコンにより、法令の状態がわかる

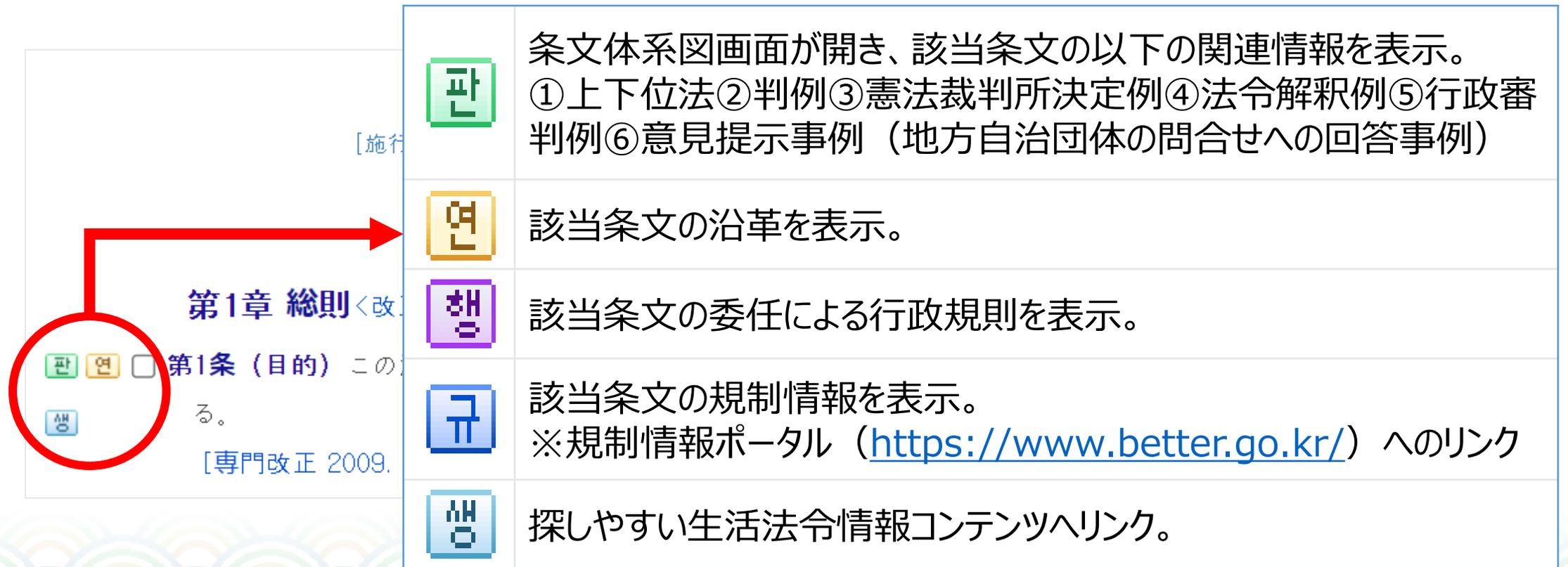
예	公布されたが施行日前で施行予定の法令
현	現在施行中の法令
실	法令で定めた有効期間または適用期限などが過ぎた法令
폐	廃止された法令

図書館法
 [施行2022.7.19.] [法律第18763号、2022.1.18.、
 文化体育観光部（図書館政策企画団）

第1章 総則
第1条（目的） この法律は 国民の情報アクセス

各種アイコンの意味（2）

条文横のアイコンから様々な関連情報にリンク



	<p>条文体系図画面が開き、該当条文の以下の関連情報を表示。 ①上下位法②判例③憲法裁判所決定例④法令解釈例⑤行政審判例⑥意見提示事例（地方自治団体の問合せへの回答事例）</p>
	<p>該当条文の沿革を表示。</p>
	<p>該当条文の委任による行政規則を表示。</p>
	<p>該当条文の規制情報を表示。 ※規制情報ポータル (https://www.better.go.kr/) へのリンク</p>
	<p>探しやすい生活法令情報コンテンツへリンク。</p>

法令内で専門用語に出くわしたら

- 法律内の定義を調べる

- 兵役法第2条（定義等）

- 10の3 「芸術・体育要員」とは、芸術・体育分野の特技を有する者であって、第33条の7により編入され、文化発展と国衛宣揚のための芸術・体育分野の業務に服務する者をいう。

- 国家法令情報センター「その他の情報」に含まれる「法令定義辞典」で、各法令内での定義を横断検索可能。

- 関連するサイトで解説がないか探す

- 探しやすい生活法令情報

- 所管の行政機関のウェブサイト

法令定義辞典

➤ 芸術・体育要員

法第26条第1項第3号の規定により芸術・体育分野で服務する者

➡ ソース:

- 公益勤務要員の服務管理規定[兵務庁訓令第779号、第2条(用語の定義)]

(<https://www.law.go.kr/lsTrmSc.do?menuId=13&subMenuId=65>)

hwp形式ファイル

- ファイルを開くには、HANCOM社のビューアなどのソフトウェアが別途必要。
※Naverが提供するウェブブラウザ“Whale”にもビューア機能搭載。
- 官公庁ウェブサイトではhwp形式のファイルしかないことも多い。

画像表示されれば、OCRと機械翻訳が使える。※以下はGoogle Chromeの例

①右クリックでメニュー表示

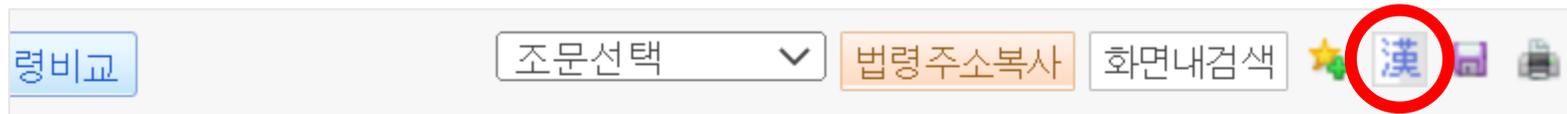


③ドラッグして選択した範囲をOCR処理 + 機械翻訳



法令の日本語訳

- 既存の日本語訳も参考に
 - 条文内で列挙するとき의가나다は『現行韓国六法』ではイロハに
➡ 問合せへの回答の際に留意が必要
- 機械翻訳の場合、同音異義語が区別されないことも→文脈で判断
例：규정（規程・規定）、개정（改正・改定・改訂）
- 以前の法令は漢字を混用していたので参考になる
 - ただし、朝鮮語の漢字のままでは日本語として不自然な場合も
例：[韓]證券去來稅法→[日]証券取引稅法
※2006年～分かりやすい法令整備事業➡ハングル表記推進



本文右上の「漢」ボタンで漢字表示に
(一部法令のみ)

法令を参照する方法

- 法令番号（公布番号）

- 法律、大統領令、総理令及び各部令は、それぞれ通し番号を付して公布

- ※ 国家法令情報センターの検索窓で法令番号を入れても検索できる。

- ※ 国家法令情報センターでは、改正後の法令に、一部改正法律等の法令番号を記載。

- 第○条 第△項…（スライド「条項号目の使い分け」参照）

- 改正前の条文を参照するとき

- （一例として）韓国裁判所図書館の表記法

- 例：「旧 国家有功者等礼遇及び支援に関する法律（2008.3.28. 法律 第9079号により改正される前のもの）第52条第1項」

- 한지형「[조사심의관 코너] 법 쓰는 법」(『법원사람들』2021年12月号(通巻440号), 2021)

- (<https://www.scourt.go.kr/portal/gongbo/PeoplePopupList.work?gubun=7&sDate=202112>)

➡レファレンス回答の参考に

その他の情報源

国民参与立法センター

<https://opinion.lawmaking.go.kr/>

• 立法予告・行政予告

▶ 立法予告：法令等を制定・改正又は廃止する場合に、政府・自治体が事前に予告して国民の意見を募集する制度（行政手続法第4章第41～45条）

→ 今後国会に提出される法律案、政府で改正予定の施行令等の情報が事前に得られる

▶ 行政予告：政府が政策、制度及び計画を樹立・施行し又は変更しようとする場合に、それを予告して国民の意見を募集する制度（同法第5章第46～47条）

→ 今後改正される予定の行政規則の情報は行政予告として発表（例外もあり）

※ 行政予告は官報掲載分のみ。地方自治団体の立法予告は行政安全部自治法規情報システム登録分のみ。それ以外は各ウェブサイトを参照する必要あり。

※ 国会には、国会法に基づき、委員会に回付された法律案を立法予告する制度が別にある。

The screenshot shows the website interface for the National Participation in Lawmaking Center. It includes a search bar, navigation tabs for '통합입법예고', '입법제안', '국민법제관', '입법진행현황', and '도움말'. Below the search bar, there are filters for '소관부처' (Ministry), '법령종류' (Type of Regulation), '예고상태' (Status), and '공고번호' (Number). A search button labeled '검색' is present. Below the filters, a table displays a list of legislative proposals with columns for '번호' (Number), '입법예고명' (Name), '법령종류 (입법구분)' (Type), '소관부처 (공고번호)' (Ministry), '입법의견 접수기간' (Period), '의견수' (Number of Opinions), and '조회수' (View Count).

번호	입법예고명	법령종류 (입법구분)	소관부처 (공고번호)	입법의견 접수기간	의견수	조회수
902	[진행] 관세청과 그 소속기관 직제 시행규칙 일부개정령(...)	부령 (일부개정)	관세청 (제2022-119호)	2022. 10. 31. ~ 2022. 11. 10.	0	1,300

国会での審議情報

議案情報システム

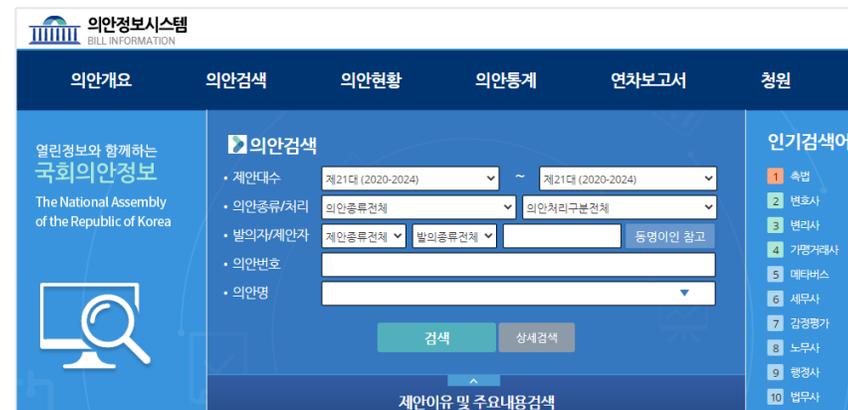
(<https://likms.assembly.go.kr/bill/>)

- 収録時期：制憲国会（1948-50）～現国会
- 種類：法律案、予算案、決算、承認案、決議案など。
- 議案番号、議案名、国会代数、会期などで検索可能。

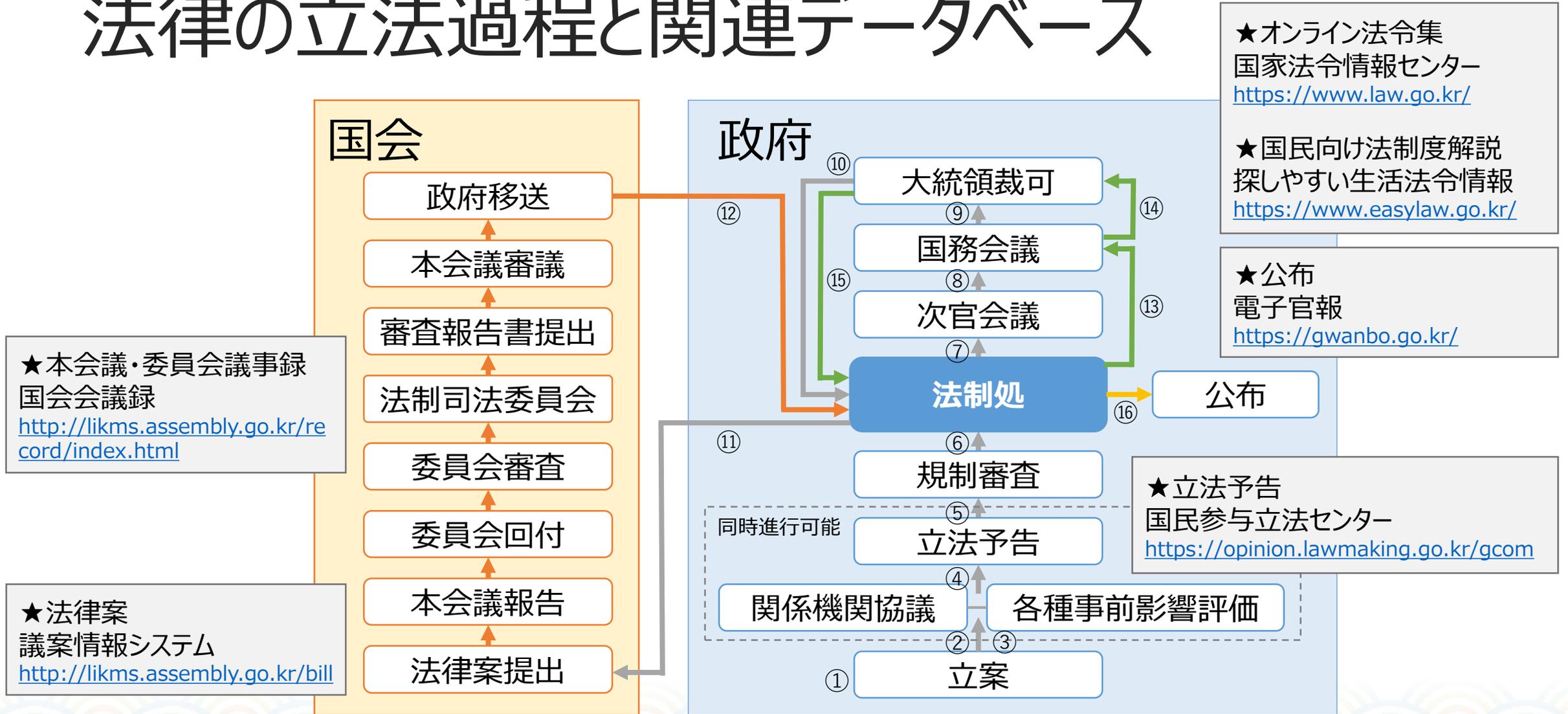
国会会議録

(<https://likms.assembly.go.kr/record/>)

- 収録時期：制憲国会（1948-50）～現国会
 - ※第15代国会（1996-2000）以前はテキスト化未完了のため一部のみ検索可。
- 種類：本会議会議録、委員会会議録、国政監査会議録、国政調査会議録、小委員会会議録
- 会議内容を発言中心に記録
- 映像会議録システムで映像も公開。(<https://w3.assembly.go.kr/>)
- 電子会議録は3日後にインターネット公開。



法律の立法過程と関連データベース



※政府提出法律案の場合（一部省略）。『법제업무편람 2022』掲載の図をもとに作成。
(『법제업무편람 2022』법제처, 2022.1) <<https://www.data.go.kr/data/15000249/fileData.do>>